世田谷区告示第７５５号

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１９条の１４及び第５９条の４第１項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第１９条の１９第２号及び第５９条の４第１項の規定により別紙のとおり告示する。

令和８年１１月２日

世田谷区長　保　坂　展　人

指定医療機関一覧(変更)

No.	施設番号	医療機関番号	施設分類	医療機関名称	医療機関住所	開設者名	有効期間開始日	有効期間終了日
1	0000002684	1341256817	薬局	成川薬局用賀店	世田谷区用賀４－４－５　新栄倉ビル1F	株式会社成川薬局	令和9年1月1日	令和14年12月31日
2	0000011015	1367497621	訪問看護ステーション	青藍会在宅医療支援センターハートハウス成城　訪問看護ステーション	世田谷区成城二丁目３４－１　成城小泉ビルI　201号室	社会福祉法人青藍会	令和8年5月1日	令和14年4月30日